

# 林野火災注意報・警報

令和8年1月1日運用開始

## 林野火災注意報の発令基準

1月から5月の期間において、以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合。

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表された場合

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りではない。

## 林野火災警報の発令基準

1月から5月の期間において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報等が発表された場合。

## 火の使用制限の基準

発令時に火の使用制限区域で、

- ① 山林、原野等で火入れをしないこと。
- ② 煙火（花火）を消費しないこと。
- ③ 屋外で火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外では、燃えやすい物又は爆発しそうな物その他燃えやすい物の近くで喫煙しないこと。
- ⑤ 山林、原野等で喫煙しないこと。（周囲1kmを含まない。）
- ⑥ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

## 火の使用制限区域

山林又は山林の周囲1kmの範囲

⇒ 釜石市、大槌町は全ての地域が「火の使用制限区域」となります。

「火の使用制限」に違反すると

林野火災注意報 ⇒ 罰則の伴わない注意喚起

林野火災警報 ⇒ **30万円以下の罰金または拘留**

林野火災注意報・警報が発令された場合は、当消防本部のホームページや防災行政無線、消防車両等での巡回等により周知、広報をします。

お問い合わせ先

釜石大槌地区行政事務組合消防本部

消防課予防係 0193-22-1642

釜石消防署予防係 0193-55-6117

大槌消防署予防係 0193-42-3121